

海外展開支援事業費補助金

市内中小企業者の海外展開を促進するために、自社独自の活動(※1)または公的支援機関(※2)を活用した活動に要する費用の一部又は全部を補助します！

※1 民間の支援機関や※2以外の公的支援機関の活用を含む
 ※2 (独)中小企業基盤整備機構、(独)日本貿易振興機構、福岡ABC

対象者

飯塚市内に主たる事業所または事務所を置く中小企業者

対象事業

日本国外への販路を新たに開拓しようとする事業

※自社製品に限らず、他社製品を自社が仲介して取り組む事業も含まれます

(イメージ)



海外視察



商談会や展示会(オンライン含む)



広報活動



サンプル輸出



表彰制度申請

対象経費

旅費、宿泊費、通信運搬費、出展料、通訳・翻訳費、印刷製本費、
 広告宣伝費、参加費、登録料、委託費、その他市長が認めるもの(※3)

※3 海外PL保険、海外における商標取得費用、バイヤー招聘費用、借上料などを想定

※国、都道府県その他の公的機関から補助金の交付があった場合は、その補助金分を控除して算出します

補助率・補助限度額・申請上限回数

①自社独自の活動：補助率1/2以内 補助上限**5万円**（申請回数上限 1回まで）

②公的な支援機関を活用した場合：（申請回数に上限なし）

- ・0万円～ 1万円未満：実費全額補助
- ・1万円以上～ 2万円未満：1万円の定額補助
- ・2万円以上～10万円未満：補助率1/2以内（1万円～5万円未満）
- ・10万円以上～ ：補助率1/2以内（上限**5万円**の定額補助）

※①を1回、②を1回～複数回活用するような組み合わせも可能です。

ただし累計補助限度額は**10万円**まで

飯塚市HPは
こちら



事業の流れ



※審査照会には、1～2週間の期間を要します

・年度内に事業が完了するようにご注意ください。

・詳細については、下記の電話・メールにてお気軽にお問合せください。